

横植協会 29-12号  
平成29年10月26日

## 横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会  
045-201-2378

お知らせ第12号を送信します。

### 【イスラエル産スウィーティ生果実の低温処理消毒条件の追加について】

植物防疫法施行規則の一部改正が行われた旨、平成29年10月25日付け官報（第7130号）に公示されましたのでお知らせします。

なお、改正点は、日本に輸入されるイスラエル産スウィーティ生果実の低温処理消毒条件に、これまでの1. 5℃以下で16日間の低温処理消毒に加えて、2. 2℃以下で18日間の低温処理消毒を追加する内容になっています。レモン、グレープフルーツ、ポメロ、オレンジ及びオア生果実の低温処理消毒条件に変更はありません。詳細につきましては以下のURLをご確認下さい

官報第7130号

<http://kanpou.npb.go.jp/20171025/20171025h07130/20171025h071300003f.html>

以上